

# YRPへの進出を支援します —YRPテナントビル入居補助金—



## Yokosuka Research Park

### ■ 補助額 賃借料3ヵ月相当額（上限150万円）

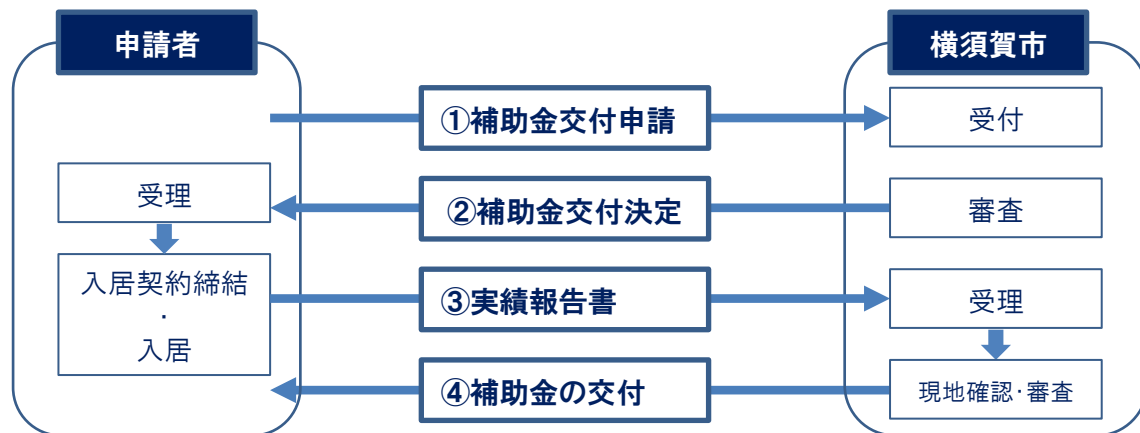
- ・ 賃借料には共益費、管理費、敷金、礼金等を含みません
- ・ 1事業者について、賃借料の月額が50万円を超えるときは、月額50万円として算定します

### ■ 補助対象・要件

新規にYRPテナントビルに入居する事業者のうち、次のすべてに該当するもの

- ・ 情報通信事業（日本標準産業分類の「情報通信業」）、その他YRPの発展に寄与する事業を営む中小企業者（法人に限る）
- ・ 市外事業者が新たに本市に事業所を開設するもの、あるいは事業所を拡張する市内事業者
- ・ YRPのテナントビルに常時従業員等を配置し、事業を営むものであること
- ・ 賃貸借契約期間が2年以上であること
- ・ 税金を滞納していないこと

### ■ 手続きの流れ



## ■ 補助金交付申請書類

契約前の申請が必要です。補助金等申請書に次の①～⑥の書類を添付してご提出ください

- ①事業計画書(賃貸施設の名称、位置、面積、家賃等/YRPでの事業内容、組織体制)
- ②履歴事項全部証明書 ③定款の写し ④直近の決算書類 ⑤納税証明書
- ⑥役員の氏名、ふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表

## ■ 実績報告書類

テナントビルに入居した後、実績報告書に次の書類を添付してご提出ください

- ① 賃貸借契約書の写し ② 開設届出書の写し
- ③ YRPテナントビルでの事業内容を確認できる書類

➢ 実績報告書受領後、現地確認をさせていただきます



●例えば、市外からソフトウェア開発事業者(中小企業)が移転した場合

YRPテナントビル入居補助金 (上限150万円)



100万円  
の助成

最大250万円補助

さらに、市外で1年以上の操業実績がある  
中小企業(従業員3人以上)が、本社機能も含めて移転する場合には、  
『小規模事業者進出補助金』も対象になります



YRPセンター1番館



YRPセンター2番館



YRPベンチャー棟



YRP5番館